

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

後期高齢者医療に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

越谷市長

## 公表日

令和8年3月30日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>本市では、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、県内全市町村が加入する埼玉県後期高齢者医療広域連合を設立している。</p> <p>埼玉県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を認定し、医療に関する給付を行い、保険料率の決定、保険料の賦課を行う。市町村は、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。また、付帯事務として、資格確認書等の引渡し、各種給付申請の受付、転出入に伴う資格の取得喪失届出の受付、納付相談事務等を行っている。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>[資格管理]</p> <p>①被保険者としての資格異動(年齢到達、転入、死亡、転出等)に該当する住民異動情報の管理          ②資格が異動した被保険者の情報管理、並びに基準収入額申請、障害認定申請、送付先変更等の受理及び情報管理          ③資格確認書等の交付</p> <p>[賦課管理]</p> <p>④保険料に係る被保険者及び世帯員の所得異動情報の管理          ⑤保険料異動情報の管理          ⑥保険料期割額情報の作成及び管理          ⑦特別徴収の開始・中止の依頼情報の送信及び結果情報の受信          ⑧簡易申告書の受付・入力</p> <p>[収納管理]</p> <p>⑨納付書、督促状、催告書等の送付          ⑩保険料の納付情報等の管理          ⑪保険料の還付情報の管理          ⑫保険料の分割納付誓約の情報管理          ⑬保険料の減免の情報管理          ⑭保険料の滞納処分の情報管理</p> <p>[給付管理]</p> <p>⑮各種給付申請、葬祭費の支給申請、現金給付振込口座等の受付・入力          ⑯第三者行為、レセプト開示請求等の受付</p> <p>[その他]</p> <p>⑰その他、各種申請等の受付          ⑱上記申請に係るものの埼玉県後期高齢者医療広域連合への送付</p>
③システムの名称	<p>①後期高齢医療システム          ②埼玉県後期高齢者医療広域連合 電算処理システム(標準システム)          ③団体内統合宛名システム(統合宛名システム)          ④住民基本台帳ネットワークシステム          ⑤中間サーバー          ⑥国民健康保険システム          ⑦個人住民税システム          ⑧収滞納管理システム          ⑨保健福祉総合システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)          (平成25年5月31日 法律第27号)          ・第9条第1項(利用範囲) 別表の85の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)          ・第117条第1項第1号から第13号</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <div style="float: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div>
②法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄「情報提供者」が「市町村長」の項のもの（115及び117の項）            【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第一欄「情報照会者」が「市町村長」の項で、第二欄「事務」に「高齢者の医療の確保」とある項（117の項）</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の            ・第117条第1項第1号から第13号</p> <p>上記、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれ定める条項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越谷市保健医療部国保年金課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9170
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[            ]委託しない</span>		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[            ]提供・移転しない</span>		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[            ]接続しない(入手)            [            ]接続しない(提供)</span>		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部国民健康保険課	保健医療部国民健康保険課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	越谷市福祉部国民健康保険課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9170	越谷市保健医療部国民健康保険課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9170	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成29年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	竹内 克行	永瀬 一広	事後	人事異動に伴う所属長の変更
令和2年3月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	評価の再実施による変更
令和2年3月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	評価の再実施による変更
令和3年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健医療部国民健康保険課	保健医療部国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	越谷市保健医療部国民健康保険課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9170	越谷市保健医療部国保年金課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9170	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	事後	番号法第19条の改正による号の繰り下げ
令和8年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日 法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の59の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第46条第1項第1号から第6号	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日 法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表の85の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号) ・第117条第1項第1号から第13号	事後	番号法第9条の改正による別表および項番の変更 番号法第19条第8号に基づく主務省令による別表および号の変更
令和8年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】別表第二第三欄「情報提供者」が「市町村長」の項のもの(80及び83の項) 【別表第二における情報照会の根拠】別表第二第一欄「情報照会者」が「市町村長」の項で、第二欄「事務」に「高齢者の医療の確保」とある項(82の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第43条第1項第1号から第11号 上記、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれ定める条項	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄「情報提供者」が「市町村長」の項のもの(115及び117の項) 【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第一欄「情報照会者」が「市町村長」の項で、第二欄「事務」に「高齢者の医療の確保」とある項(117の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の ・第117条第1項第1号から第13号 上記、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれ定める条項	事後	番号法第9条の改正による別表および項番の変更 番号法第19条第8号に基づく主務省令による別表および号の変更
令和8年3月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 計数時点	令和2年1月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	評価の再実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月30日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	右記の内容を追加	十分である  特定個人情報の記載がある申請書等の保管や個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄等の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う追記
令和8年3月30日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	右記の内容を追加	○ 重点項目評価を実施する	事後	様式変更に伴う追記
令和8年3月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の概要 (略) 被保険者証等の引渡し (略) 被保険者証等の交付 (略)	②事務の概要 (略) 資格確認書等の引渡し (略) 資格確認書等の交付 (略)	事後	制度の変更に伴い修正